

長与町町制施行50周年記念 ロゴマークおよびキャッチフレーズ募集要項

長与町は、平成31年1月1日に町制50周年を迎えます。

この節目の年を迎えるにあたり、長与町では、町民の皆さまに改めて町への誇りや愛着を深めてもらい、「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」と思える長与町の実現に向かって前進する年とするため、平成31年中に各種記念事業を実施する予定です。

そこで、町制施行50周年を町内外に広くPRするとともに、50周年記念のシンボルとして広く活用できるロゴマークおよびキャッチフレーズを募集します。

1. 募集内容

- ①長与町町制施行50周年記念のシンボルとなるロゴマーク
- ②長与町町制施行50周年記念のシンボルとなるキャッチフレーズ

2. 制作基準

①ロゴマーク

- ・応募用紙の所定の枠内に収まる大きさと制作してください。
- ・町制施行50周年であることをわかりやすく伝えるデザインとしてください。
- ・「長与町らしさ」を表現した、親しみやすいデザインとしてください。
- ・「長与町」または「長与」の文字を記載してください。文字は漢字、カタカナ、ひらがな、英語表記等自由とします。
- ・色数は自由ですが、単色（モノクロ含む。）での使用を考慮してください。また、拡大及び縮小する場合でも、イメージや安定感が損なわれないデザインとしてください。

②キャッチフレーズ

- ・「住み続けたい町」、「50年後に向けて発展し続ける町」をコンセプトに制作してください。
- ・おおむね20文字以内で、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの使用を可能とします。
- ・「長与町」または「長与」の文字を記載してください。文字は漢字、カタカナ、ひらがな、英語表記等自由とします。

3. 応募資格

どなたでも応募できます。（年齢・住所・プロ・アマチュアを問いません。）

4. 応募方法

【応募用紙】または【電子データ】で応募してください。一人何点でも応募できます。団体・企業で応募される場合は、代表者を一人決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。

【応募用紙による応募の場合】

- ・ 所定の応募用紙に必要事項を記入し、長与町政策企画課まで持参または郵送（ファックス不可）で応募してください。
- ・ 応募用紙1枚につき1作品としてください。
- ・ 提出にあたっては、作品を折ったり丸めたりしないでください。

【電子データによる応募の場合】

- ・ 所定の応募用紙（PDFまたはExcel）に必要事項を入力し、作品とともに長与町政策企画課へ電子メールで提出してください。
- ・ デザイン案のファイル形式はJPEGまたはGIF（5MB以内）としてください。
- ・ 電子メール1件につき1点としてください。
- ・ 件名を「町制施行50周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ応募」としてください。

5. 応募受付期間

平成30年4月20日（金）～平成30年6月20日（水）

（応募締切：持参の場合は期間内の平日（土日祝日以外）の8時45分から17時30分まで、郵送の場合は期間内の消印有効、メールの場合は期間内に送信してください。）

6. 各賞

①ロゴマークの部

賞	対象数	賞金または賞品
最優秀賞	1点	賞金2万円(未成年の場合は図書カード)および町特産品等5千円相当
優秀賞	5点	町特産品等2千円相当

②キャッチフレーズの部

賞	対象数	賞金または賞品
最優秀賞	1点	賞金1万円(未成年の場合は図書カード)および町特産品等5千円相当
優秀賞	5点	町特産品等2千円相当

7. 選考方法

本町が組織する長与町町制施行50周年記念事業実行委員会で審査の上、採用作品を決定します。

8. 選考結果発表

平成30年10月ごろ

※選考結果は、最優秀賞及び優秀賞に決定した作品（以下「受賞作品」という。）の制作者へ通知するとともに、町のホームページおよび広報誌等にて公表します。

9. ロゴマークおよびキャッチフレーズの活用

- ①最優秀賞に決定したロゴマークおよびキャッチフレーズは、町制施行50周年に関する各種印刷物やウェブサイト等をはじめ広くPRに活用します。
- ②町制50周年記念事業の終了後、一部を変更・修正して使用することがあります。
- ③本町の判断で、他団体による使用、収益事業への使用を行う場合があります。

10. 著作権等に関する事項

- ①応募作品は、応募者が独自にデザインした、国内外にて未発表の作品に限ります。
また、作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物を利用していない作品とします。
- ②他のコンクールとの重複応募は認められません。
- ③最優秀賞に決定した作品の制作者は、決定と同時に、長与町に対して当該作品の著作権（著作権法第27条、第28条を含む一切の権利）を無償譲渡するものとし、当該作品の著作権・商標権・意匠権その他一切の権利は、長与町に帰属するものとし、また、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- ④最優秀賞に決定した作品の制作者は、長与町または長与町から正当に権利を取得した第三者が、当該作品を使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとします。
- ⑤受賞作品が、既発表のロゴマークおよびキャッチフレーズと同一もしくは酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合、法令に反する場合、または本募集要項に反する場合は、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。
- ⑥応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、制作者自らの責任と費用で解決してください。本町では一切の責任を負いかねます。
なお、応募作品に関連して、本町が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

11. 個人情報に関する事項

- ①応募者の個人情報は、応募作品の選考、選考結果通知、受賞作品の発表、賞品の授与及び表彰のために使用し、これ以外の目的には使用しません。
- ②受賞された場合は、制作者の氏名、住所（市町村区まで。町内の場合は郷まで。）について、町ホームページおよび広報誌等で公表させていただきます。

12. 応募に関する注意事項

- ①応募にかかる費用については、応募者の負担とします。
- ②送付いただいた応募作品は採用・不採用にかかわらず返却しません。
- ③応募作品の受付通知および不採用通知は行いません。
- ④応募作品は、提出後に修正することはできません。

13. その他の注意事項

- ①選考経過に関するお問い合わせには対応できかねますので、ご了承ください。
- ②受賞作品のデザインは、必要に応じて変更・修正する場合があります。
- ③最優秀賞に決定した作品が、Adobe Illustratorで制作されている場合は、後日、A1形式のデータでの提出をお願いすることがあります。（手描き作品が選出された場合は、作画内容を踏まえて、本町がデータ化を行います。）
- ④本町が公表するまでの間は、デザイン案を他者に公表しないでください。
- ⑤本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、本町の判断により決定します。
- ⑥以下の場合は失格となります。
 - ・提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ・応募期間内に応募作品が到着しなかった場合
 - ・本募集要項の要件を満たしていない場合
- ⑦応募の時点で、本募集要項に同意いただいたものとみなします。
なお、未成年者が受賞した場合は、著作権等の本町への帰属の了承等のため、親権者の同意を取らせていただきます。

14. 応募・お問合せ先

長与町政策企画課 町制施行50周年記念事業担当

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話（直通）095-801-5661（平日（土日祝日以外）8時45分～17時30分）

電子メール：kikaku@nagayo.jp